

# 利用規約

(公共施設向け)

公益財団法人放送番組センター（以下、当センターという。）が放送ライブラリーにおいて一般に公開している番組（以下、番組という。）をインターネット回線を通じて図書館や博物館等の公共施設の視聴設備に送信し、利用してもらう「放送ライブラリー公開番組ストリーミングサービス」（以下、本サービスという。）の運用に関し、以下の通り利用規約を定めます。

## 第1条（規約の適用範囲）

1. 本サービスは、公共施設において、公共施設利用者が視聴することを目的に、当センターがインターネット回線を通じてストリーミング方式により番組を送信するものです。
2. 本規約は、当センター、本サービスを利用する公共施設と、その運営組織、職員及び公共施設利用者に適用されます。
3. 当センターは、公共施設にその内容を通知することにより、本サービス向上のためにこの規約を変更することができ、その場合公共施設は変更後の規約に従うものとします。

## 第2条（利用申込）

1. 本サービスの利用を希望する公共施設は、当センターが定める書式により利用を申し込み、当センターの許諾を得ることが必要です。
2. 本サービスの利用を申し込むことができる者は、公共施設の職員または運営組織の職員とし、本サービスを利用するための公共施設内に関する手続きは、公共施設の責任において行うものとします。

## 第3条（利用許諾）

1. 当センターは、利用申込を受理した日から3か月以内に本サービスの利用の諾否を決定します。
2. 当センターが利用を許諾したときは、本サービスの利用に関する必要事項を記載した利用許諾書を公共施設に送付します。

## 第4条（番組視聴の範囲）

1. 番組を視聴する場所は、公共施設内のあらかじめ定められた場所とします。
2. 番組を視聴する方法は以下の2通りとし、申込み時に当センターに通知してください。

①少人数の公共施設利用者を対象とした個別視聴。

②多人数の公共施設利用者を対象とした集団視聴。

3. 番組を視聴する場所、方法、設備を追加・変更する場合、当センターが定める書式により申請し、当センターの許諾を得ることが必要です。
4. 番組を視聴する期間は、原則として、視聴開始日より6か月間とします。

ただし、視聴期間満了日の1か月前までに、当センターまたは公共施設のいずれからも別段の申し出がない場合は、視聴期間満了日の翌日から6か月間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 第5条（利用報告書の提出）

公共施設は、本サービスの利用状況について、別途定める方法で当センターに報告してください。

## 第6条（利用の対価）

1. 当センターは、本サービスの利用に関し、対価を求めません。
2. 当センターは、本サービスの利用者から、公共施設が料金を徴収することを名目の如何を問わず禁止します。

## 第7条（著作権等の帰属）

本サービスを利用して視聴する番組及び番組に関する情報の著作権、著作隣接権、その他一切の知的財産権は、当センター、当該番組の製作者、または番組に正当な権利を有する権利者に帰属し、公共施設と、その運営組織、職員及び公共施設利用者に対しては、いかなる権利も付与されません。

## 第8条（公共施設や利用者等に関わる個人情報の取扱い）

当センターは、本サービスの利用に関連して知り得た公共施設と、その運営組織、職員及び公共施設利用者に関する個人情報に関しては、当センター定款第60条ののっとり、適切に取り扱います。

## 第9条（広報・宣伝活動）

1. 公共施設が本サービスの利用に関して宣伝活動を行う場合、その内容に関して、当センターが事前確認を申し入れる場合があります。
2. 公共施設が本サービスを利用していることを、当センターの発行する機関誌やホームページ等で公開する場合があります。

## 第10条（視聴・通信システムの技術要件）

1. 番組の視聴に使用するパーソナルコンピューター、通信機器、ソフトウェア等は、公共施設内に備え付けられたものを使用するものとします。
2. 視聴する番組のセキュリティを確保するため、及

び画質・音質を維持するため、規約文末に記載した動作環境を満たした視聴用 PC を使用してください。

3. 公共施設は、番組の視聴に先立ち、当センターが番組の伝送先を特定するために必要となる受信側のグローバル IP アドレスを当センターに通知し、公共施設のシステム担当者が立ち会う通信テストを実施することが必要です。
4. 通信テストの結果、視聴用番組が正常に再生できなかった場合、当センターは、公共施設にシステム改修を要請します。改修後も再生状態が改善されなかった場合、当センターは、番組の利用許諾を取り消すことができるものとします。

#### 第 11 条 (システムのメンテナンス)

当センターは、本サービスのメンテナンスを行うため、公共施設に通知の上、システムの全部または一部の運用を一時的に停止することがあります。

#### 第 12 条 (システム障害への対応)

番組の視聴に不具合が発生した場合、当センターは、速やかに状況を調査し、当センターの設備に異常が認められたときは、当センターの責任において必要な措置を講じます。

#### 第 13 条 (視聴の停止)

当センターは、一旦、番組の視聴を公共施設に許諾した後においても、番組を視聴させることによって、第三者の権利を侵害し、あるいは名誉または声望を害し、もしくは経済的利害に影響を及ぼすおそれが生じると判断した場合においては、公共施設に通知の上、当該番組の視聴を停止することができるものとします。

#### 第 14 条 (禁止事項)

当センターは、公共施設と、その運営組織、職員及び公共施設利用者が本サービスの利用にあたり、以下の行為を自らまたは第三者を通じて行うことを禁止します。

- ①当センターが指定した通信機器以外から本サービスへアクセスし、本サービスを利用する行為。
- ②視聴が許諾された番組を第 4 条に定める範囲を越えて使用する行為。
- ③本サービスにより送信される映像、音声、文章等を複製、公衆送信、送信可能化、改変する行為。
- ④本サービスに施されているコンテンツ保護技術を、改変その他の方法によって、無効化する行為。
- ⑤当センターのサーバー、通信設備、その他の機器及びソフトウェアに不正にアクセスし、それらの利用もしくは運用に支障を与える行為、もしくはその恐

れのある行為。

- ⑥前各号のほか、法令に違反する行為、本サービスの運営を妨害する行為、当センターの信用を毀損する行為、その他当センターに不利益を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

#### 第 15 条 (違背行為による許諾の取り消し)

当センターは、公共施設または、その運営組織、職員もしくは公共施設利用者の行為が前条各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当該公共施設に対する本サービスの全部または一部の利用許諾を取り消します。

#### 第 16 条 (本サービスの終了)

1. 当センターは、本サービスの運用を継続することが困難な事情が生じた場合には、番組の利用許諾期間中であっても、本サービス全体の運用を終了することができるものとします。
2. 前項の場合、当センターは、適切な方法により公共施設に終了の予告通知を行います。

#### 第 17 条 (損害賠償責任等)

1. 当センターは、本サービスの運用及び利用に関し、公共施設と、その運営組織、職員及び公共施設利用者には何らかの損失・損害が生じても、その賠償責任その他の責任を負いません。
2. 前項の賠償責任には、システムのメンテナンス及びシステムの障害の場合を含みます。

#### 第 18 条 (協議事項等)

1. 当センター及び公共施設は、本規約に定めのない事項または各条項の解釈に関して生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとします。
2. 本サービスの運用及び利用に関して生じた紛争については、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所をもって第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

本規約は、平成 30 年 1 月 1 日から適用します。

#### ■ 視聴用 PC の動作環境

CPU	Pentium4	2.33GHz 以上
OS	Windows7	以上
ブラウザ	Internet Explorer	最新版
	Adobe Flash Player	最新版

1 台あたりの通信回線速度

- ・個別視聴の場合：5Mbps 以上
- ・集団視聴の場合：7Mbps 以上

平成 30 年 2 月現在